



大津市公報

令和2年11月25日
号外(第68号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

規 則	目 次
114 大津市障害者雇用促進本部設置規則.....	1
115 大津市契約規則の一部を改正する規則.....	2

規 則

大津市障害者雇用促進本部設置規則を公布する。

令和2年11月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第114号

大津市障害者雇用促進本部設置規則

(設置)

第1条 本市の機関における障害者雇用の促進を図るため、大津市障害者雇用促進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

本市の機関における障害者雇用の現状分析及び課題への対応策に関すること。

本市の職員の障害者雇用に係る意識の改革に関すること。

本市の業務における障害者の職域の拡大に関すること。

その他本市の機関における障害者雇用の促進を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

本部長

副本部長

主任本部員

本部員

2 本部長は、主管の副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、主管の副市長以外の副市長の職にある者をもって充てる。

4 主任本部員は、総務部長の職にある者をもって充て、並びに教育部長及び企業局長の職にある者に対し市長が委嘱する。

5 本部員は、政策調整部次長、総務部次長、市民部次長、福祉子ども部次長、健康保険部次長、産業観光部次長、環境部次長、都市計画部次長、建設部次長、人事課長及び人事課職員支援室長の職にある者をもって充て、並びに教育部次長、教育総務課長及び企業総務課長の職にある者に対し市長が委嘱する。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を統括するとともに、主任本部員及び本部員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 主任本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、所掌事務を処理する。

4 本部員は、本部長の命を受けて、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 本部の会議(以下「会議」という。)は、第3条第1項各号に掲げる者で構成し、所掌事務について審議する。

2 会議は、本部長が招集し、その議長となる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第115号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

「

別表第1 物品を借り入れる契約の表中

複写機その他事務機器

を

」

「

複写機その他事務機器

に改める。

通信機器

」

別表第2 役務の提供を受ける契約の表中「会計管理者の権限に属する事務の処理の補助に関する業務」を「いじめ等に係る相談の対応業務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。